

ロシア宗教法の制定とその問題点

清水望
(早稲田大学名誉教授)

は し が き

旧社会主義体制では「宗教死滅論」が展開されてきたが、「変革」後、これは覆され、逆に「宗教法」制定への途が拓れた。本報告は、ロシアの民主化に重要な役割を果たした宗教法の制定と問題点について論じたい。西側諸国から「宗教」を肯定的にみた論文は多岐に及ぶが、このような視点より、いかなる点が問題になっているかをと⁽¹⁾り上げることにはしたい。

一 ロシア宗教法の制定とその背景

M・ゴルバチョフ Mikhail Gorbatschow の宗教ないし教会政策の変革によって、ロシアおよびその他東欧諸国は、大きな転換期を迎えることになった。この問題については、P・ロート Paul Roth の報告書に詳しい。⁽²⁾ ここにその詳細を論じる余裕はないが、ゴルバチョフが一九八八年二月七日の国連演説で、国際関係をイデオロギー

から開放し、普遍的な人間の価値に目をむけるべきだと訴えたとき変化がみられた。すでに同年三月に、ロシア正教一〇〇〇年祭の式典が行われ、「人権の国際化」の波に呼応するかのようになり、同年四月末、良心の自由および宗教組織に関する法律（以下、ソ連良心自由法という）の作業をすすめていることを表明し、改革もいよいよ本格的なものになった。⁽³⁾ソ連邦最高会議は、一九九〇年一〇月一日、同法律を制定した。他方、ロシア連邦議会は、B・エリツィン Boris Yeltsin のもとで、同じ一〇月二五日、信仰告白の自由に関する法律（以下、ロシア宗教法という）を制定した。⁽⁴⁾西側諸国は当初、ソ連国内の変化に懐疑的であったが、ソ連良心自由法の立法作業が具体化するにつれて強い期待へと変化の兆しをみせた。ゴルバチョフの影響力は、国際的にも声価を高めた。しかし翌九一年八月、保守派のクーデター失敗によりゴルバチョフの影響力は急速に低下し、バルト海沿岸三国の完全独立を達成させ、ソ連は解体した。このようにしてロシアおよび独立国家共同体（CIS）は誕生した。

ソ連の崩壊によって、ソ連良心自由法も実効性を失うことになるが、この法律の意義、影響力は測り知れないほど大きい。ゴルバチョフに代わってエリツィンが政治の舞台で主役を演じることになり、ロシア宗教法がロシアの国民生活により身近なものになった。ロシア正教徒の若い研究者である A・タニロフ Andrej Danilow によれば、一九八八年になお、国民の九〇%は、「無神論者」または「非信徒」と言われたのに、いわゆる△宗教ブーム▽時代が到来し、これが一九八〇年代末から一九九〇年代始めまで続いたが、一九九一年末に終わりを告げたとする。一九九二年の世論調査では、モスクワ住民の信徒の割合は二七%から二四%に減少したが、同じロシア領のその他の地域で、変化がみられたわけではなかった。この数から社会学者は、△宗教ブーム▽後、再び衰退が始まる、という結論を導き出している。しかしながら別の世論調査では、信徒は、ロシア領住民の四〇%に増加しているという結果も出ている。さらに一九九五年には信徒の割合は六一%に増加するとされている。この結果は、一六〇〇名か

ら三〇〇〇名の世論(抽出)調査に基づいているが、その数値については疑義なしとしない。外見的にみても、このきわめてダイナミックな伸張ぶりは、ダニロフの指摘しているように、国によって登録された宗教団体の数の急速な増加によっても証明される。⁽⁵⁾

先述のように一九八八年でも、住民の九〇%が「無神論者」、「非信徒」とされ、その高い比率は、人びとの信条よりも、ソビエト無神論的イデオロギー及びこれに基づく旧ソ連の信徒にたいする抑圧機構によるものとされている。一九八九年にすでに「無神論者」または「非信徒」と言われているものは、五三%に減少した。これが一九九五年までに、さらに三〇% (約四〇〇〇万) までに減少した。他方、逆に若干の世論調査によれば、一九八九年から一九九五年までに、正教会徒の数は、一・五倍に増加した。換言すれば、総人口(約一億五〇〇〇万)の半数が今日、正教徒と言う。一九八八年、国家理論ないし日和見主義的な理由から「無神論者」または「非信徒」とされてきた多くの人びとが一九九二年以来、正教徒と主張するようになった。不評の社会主義国家的イデオロギーからの転向は旧ソ連時代にすでに始まっていたが、この過程は秘密とされ、統計上、明かではない。⁽⁶⁾ 真の数値を的確に捉えることは困難であるが、ロシア社会が大きく様変わりしつつあることは否定できない。

モスクワ正教会の総主教庁渉外部に属し、その後カトリック教会に転向し、現在キリスト教の評論家、ジャーナリストとして活躍している J・クロトフ Jakow Krotow が、最近の論考「信教の自由をめぐる熾烈な争い——一九九二年から一九九六年までの——」(G 2 W 誌・一九九七年一月)が指摘しているように、**△宗教ブーム▽**の時代といわれる状況下で、多くのロシア人が自らの精神的方向づけを失い、正教会に積極的に出席するようになった。教会は、消失したイデオロギーの代替物となり、さらに本来的な文化的・民族的な自己同一化の対象になった。しかしすべてのロシア人が正教会に心を向けたのではないということである。一〇月革命前の状態に復帰すること、

つまり正教会がロシア国教となること、換言すれば、あらゆる社会的かつイデオロギー的な制約をこえてロシア民族を包摂することは不可能であった。殆どすべてのロシア人がしばらくの間、正教会に出席したとしても、この教会に親しみを感じたものはそれほど多くなかった(地方によって異なる)。彼らの多くが他の宗教団体に関心を寄せたとしてもおかしくはない。ロシア宗教法は、外国系の宗教団体に、その活動の機会を与えることになった。⁽⁷⁾

二 ロシア宗教法の民主的性格

ソ連良心自由法とロシア宗教法は、共通するものも少なくないが、その表題からも「信教の自由」規定に対する姿勢の相違を読みとることができる。ロシア宗教法独自の条項もあり、旧来の宗教敵対的な態度をより払拭している。また同じ「信教の自由」の文言も、個人の権利の側面と団体としての権利の側面がみられるが、ロシア宗教法は、より西側指向的である。ロシア宗教法は、まず、個人の権利として、前文で「信教の自由」を直接に表明し、これを「共和国市民の不可譲の権利」として位置づけている。⁽⁸⁾ また「共和国市民は、宗教的な見解ないし無神論的確信を口頭ないし文書により、またその他任意の形式でこれを発表し、普及(布教)させる」(第三条)旨を保障している。⁽⁹⁾ これまで「宗教死滅論」を執ように展開し、これを後ろ楯に「反宗教的宣伝」のみが認められていたの⁽⁹⁾にたいし、「宗教的宣伝」が認められた。

さらに団体としての権利の「信教の自由」も、より徹底して国教分離の原則を認めている。「宗教団体は、国の問題に干渉してはならない。また宗教団体は、国家権力、国家行政の諸機関の選挙および政党活動に参加してはならない」(宗教法第八条二項)ことにした。宗教団体に法的能力が与えられ、⁽¹⁰⁾独自の教化・啓蒙活動を行うことが

保障され、その財政的基盤も確保されることになった。⁽¹¹⁾

国は旧来、閣僚會議宗教問題評議会在が宗教団体にたいし強大な監督権を保持してきたが、この評議會も大統領に直屬する「宗教団体との協力評議會」へと変質した。ロシア正教会を含む主要一四派と大統領の行政機關との協議会とした。⁽¹³⁾ ダニロフが指摘しているように、この機關は民主的にみえた。しかもある程度まで、宗教団体と國との自由で同等の關係を保証し、宗教の自由を保障するようにみえた。その後、チエチエン紛争時に、この協議会は、エリツインによつて全面的に改組された。宗教団体の一四名の代表者と一五名の高級官吏とが対次するかたちをとつた。⁽¹⁴⁾ 一九八七年以来、最初は、緩慢ではあつたが、登録された宗教団体の数は急速に増大していった。事実よりすれば、この協議会を新たな抑圧機關として懸念する見方もあつたが、そのような恐れからは、解放されたと云つてよいのではなからうか。⁽¹⁵⁾

しかし制定後、間もなく問題になつたのは、主として、△すべての宗教団体の同権▽の問題である。ロシア正教会の、他の宗教団体にたいする優位は動かず、それらの活動に制限を加えようとの試みが顕在化してきた。そうした実態とは離れてロシア宗教法の内容は、西側諸国の宗教法、とりわけアメリカ的な形式的平等主義の影響が強く、⁽¹⁶⁾ 宗教的領域で〈多様性〉と〈自由〉が展開されるよう配慮している。この多様性が、ロシアの多くの人びと——不信者も信徒も——を不安に陥れ、愕然とさせた。⁽¹⁷⁾ ヨーロッパの「伝統的」な教会の多くが国民的教会の性格を帯びているのとは対照的である。多くのロシア人にとっては、驚くほど民主的であつた。⁽¹⁸⁾

三 ロシア宗教法の実態

ロシア宗教法は、西側諸国、とくにアメリカ的な平等・民主的性格を帯びたものであったが、規範と実態との乖離、西側異文化にたいする拒絶反応は次第に顕在化した。

(1) ロシア正教会の優位

旧体制のもとでもロシア正教会は公認されていたが、その代償として教会の高位聖職者の国家権力への依存的・従属的体質は第二の天性と、陰口をいわれるほどに停滞していた。正教会の優位は保持したものの、活性化が求められた。アレキセイ二世 Alexei II は、就任早々、各地を歴訪したが、正教会系でも、ロシア正教会のほか、ウクライナ正教会、グルジア正教会があるが、ウクライナの「ユニエイト教会」の台頭にみられるように、それは分裂と対立を招いた。⁽¹⁹⁾ ロートの報告(一九九四年五月)では、ロシアの人口は、一九八九年、一億四千七百万であったが、正教会は六千万の信徒を有していた。⁽²⁰⁾ その後のテレビによると、信徒の数は増大し続け、現在、七五〇〇万人であるという。⁽²¹⁾

(2) イスラム教会は、旧体制のもとでは、未公認の宗教団体であったが、一九九六年四月中葉、同教徒による広範な政治活動が展開された。この四月の二三日から一四日にかけて、「ロシア・イスラム教徒」組織の創立者会議が開かれた。ロシア連邦の三九地域の七二名の代表者が出席した。この会議は、その議長とともに政治的な評議會を選出した。議長は、ヴォルガ川流域のイスラム教指導部で三六年間、首長の地位にあった M・ビバソフ Mukaddas Bibasov である。彼は、新運動の創始者として認められる。⁽²²⁾ ロートのエッセナーでの報告では、その信徒数は、一二〇〇万から二〇〇〇万と推定されていたが、⁽²³⁾ 最近の論考『ロシア・イスラムと政治』(一九九七年九月)では、ロシア連邦には二〇〇〇万から二五〇〇万と推定される。⁽²⁴⁾

(3) ローマ・カトリック教会は第三の教勢力を有していたが、これは第二次世界大戦後、ソ連の国境が約二〇〇キ

口、西方に移動し、カトリック住民が突然出現したことによる。旧体制のもと政府は、カトリシズムを分散させようとする、ディアスポラ政策をとったが、旧ソ連の崩壊によって束縛から解放された。しかし旧ソ連の地区にカトリック教会を建設することはロシア正教会側から厳しい抵抗にあった。⁽²⁵⁾

(4) プロテスタント教会とその他の宗教団体の進出

プロテスタント諸教会は、旧体制でも少数派教会としてさまざまな苦難をなめさせられた。最大の福音主義・バプティスト教会が一九四四年にバプティスト教会(一八四一年創立)と福音主義教会とを合同して成立した。その後、一九六三年のメノナイト派のグループがこれに加った。一九六〇年から六五年にかけて、政府が行った反宗教キャンペーンの結果、分裂が起こり、福音主義・バプティスト教会協議会が成立したが、法的認可は得られなかった。ポスト・ソビエト時代になっても、少数派教会であった。プロテスタント諸教会に属するメノナイト派のグループは、第二次世界大戦中、ヨーロッパ・ロシアからシベリアと中央アジアに追放という苦い体験を嘗めたが、G・シュトリッカー Gerd Striker が、その論考「ロシアのドイツ系住民のメノナイト派の脱出(エクソダス)」(一九九六年五月)で指摘しているように、彼らはドイツとアメリカの信徒集団により、その殆どが組織的に救出された。⁽²⁶⁾

「変革」後、プロテスタント諸教会の多くは、その布教活動を活発に再開した。ドイツで影響をもつ福音主義ルター教会を始め、メソジスト教会、アドヴェンティスト教会、改革派教会、ペンテコステ(フィンクスト)派運動などが、その活動を活発に再開することになった。⁽²⁷⁾ 旧体制下で、プロテスタント教会は少数派教会であったが、現在でもさまざまな苦難を受けている。しかしロシアが開明期を迎えていることは否定できない。

このような他の宗教団体の活動再開により、ロシア正教会は、挑戦を受けることになった。ロシアにおける西側のプロテスタント諸宗派の大量伝道がよく話題になり、苦情がつぶやかれたことも確かである。その間、これらの

諸宗派が実際に確固たる地位を獲得していったことは否定できない。たとえば軍事機構、とくに国防省に、入り込んでいる兆候がみられる。いくつかの宗派は国防省に特別な文献、セミナーさらに補修コースにたいし財政的支援を行っている。国防省に組み込まれている軍の図書館はもっぱら西側諸国からの諸宗派の文献が備え付けられ、これらの文献が軍図書館の唯一の宗教上の文献になっている⁽²⁸⁾。

ロシアの伝統になじまないオウム真理教は、一九九二年夏、この国で布教を開始し、信徒数も次第に増大していったが、その方法に問題があった。とくに東京の地下鉄サリン事件を契機として、新興宗教・セクトの活動の行き過ぎないしその再発をいかに阻止するかが大きな話題になった。新興宗教・セクトのなかに統一協会(ムーン・セクト Moon-Sektとして知られる)も含まれる⁽²⁹⁾。

しかしこうした動きに関連して、西欧的な宗教団体の活動——とくにプロテスタント教会——を制限する試みが顕在化していった⁽³⁰⁾。ここでロシアに居所を有する外国系の宗教組織は難しい立場に追い込まれることになった。このロシア正教会の保守派の強硬な動きに対応して、とくにプロテスタント諸派が強く反発したことは当然のことと言えよう。

四 運用上の問題点

ロシア正教会の、他の宗教団体に対する優位性をめぐる争いは、その優位性を保持するだけでなく、その特権を拡大化し、これを既定の事実として認めさせようとする動きへと変質していった。宗教法は、その民主的性格のゆえに、これを修正すべきだと言う、ロシア正教会の主張に同調しようとする動きは、まず連邦議会、そして連邦政

府をも巻き込むことになった。これに対して「伝統的」宗教団体の範疇からはずされた外国系の宗教団体、とくにプロテスタント諸教会は一斉に強く抵抗した。▲信教の自由▼をめぐる争いは、熾烈なものになり、憲法論争にまで発展した。他方、エリツイン大統領は外国系の宗教団体の自由な活動を制限しようとする動きを真つ向から違憲として退けたからである。

以下、そのプロセスの大筋を素描することにした。まず連邦議会が、ロシア正教会の意向を汲むかのように、議事に良心自由委員会を設置する動きを示した。

(1) 良心自由委員会の設置

ロシア連邦議会議事部は、まず一九九二年一月一〇日、宗教法に新条項の追加を意図する法律案を提出した。それは良心及び信教の自由の制限を意図するもので、このために良心自由委員会が設置された。この委員会のメンバーの多くは、旧来の「閣僚会議宗教問題評議会」を通じ宗教団体の統制に責任を負ってきた人びとであり、この評議会の「全権委員」として宗教生活を抑制し圧力をかけてきた前歴をもつ。彼らは体制崩壊後も、その前歴も糾弾されることなく、その職務を保持してきた。彼らの役職と資格は明記されなかった。この良心自由委員会の委員長は、司祭でロシア連邦議会の議員に選出されたV・S・ポロシン Vatcheslav S. Polosin であった。彼は、宗教法の制定に大きな役割を果たし、当時の政治の舞台の鍵を握る人物として、また民主主義者として名声を得ていた。ロシア正教庁に忠実に従い、共産党を鋭く批判した。それだけにポロシンが、一九九二年秋、良心及び「他の宗教団体の」信教の自由を制限する側の責任者になったことは、人々を驚かすことになった。

総主教アレクセイ二世は、一九九二年二月八日、ポロシンにたいし覚え書きを送り、「ロシアの宗教組織の正式の代表者の協力を得ないで」、新条項の追加を準備することを批判した。総主教は、さらに連邦議会議員とし

て選出されたG・ヤクーニン Gelb Jakunin、W・ボルシユチヨフ Waleri Borschtsow 及びその他教会の代表者は宗教組織の正規の代表者ではないと声明した。とくにヤクーニンにたいする総主教庁の態度は否定的であった。しかもその覚え書きで、外国系の宗教団体の自由な活動は、いかなる場合にも「法律的に禁止される」旨を強調し、「法務省に登録しなければならない」旨を主張した。法務省も、外国系の宗教団体の登録後七年までの間、五回、その活動の審査を受けなければならない、場合によっては当官庁の許可——登録——を取り消す権限を保持しようとした。他方、総主教は、「新憲法の採択前に法律案を審議することは適切でない」と表明したが、それは形式的な手続き論の域をえず、ポローシンの見解はそれを先取りした格好になった⁽³¹⁾。それでは、ロシア正教会は外国系宗教団体の活動の制限についていかなる動きを示したであろうか。

(2) 外国系宗教団体の活動を制限する動き

ロシア正教会は、信徒数も増加し、次第に自信を深め、総主教庁側も、一転して外国系の宗教団体の進出に目をむけ、その活動を制限しようとした。それは、一九九三年春のことであった。まず宗教団体の法人格を規定する宗教法第一八条に「外国系の宗教組織の独自の活動（このなかに布教、出版、製作、宣伝及び経済活動が含まれる）、さらにその代表者及びその一人の独自の活動は、ロシア連邦の領域では、禁止される」という文言を追加要求した。この修正案は、外国系宗教団体は、ロシア固有の宗教組織により招請され、いわゆる「国の信用を得ている」もの限り、これを許容している。良心自由委員会での審議に際して、G・ヤクーニンだけが反対し、他の委員は、この条項に賛成した。

さらに宗教団体の登録に関し、宗教法第一七条には、「申請者が、一九九〇年一〇月二五日以前に公認されていない信仰上の教理または宗教上の方針を表明する場合、登録官庁は、付随書類を要求する権限を有し、申請から数

えて一二月の審査期間を要求する権限を有する」の文言を追加要求した。この期日(一九九〇年一月二五日)以降、新しく承認されたすべての宗教団体は、変更申請後、新たに審査され、場合によっては新たに登録される。この第一七条の追加条項は、この期日以後、登録された——望ましくない——宗教団体は遡って禁止される可能性を認めたことになる。⁽³²⁾

一九九三年四月二〇日、その日は大統領信任の国民投票の五日前で、ロシア国民がエリツインに信任を表明しようとした時期であった。宗教団体の代表者らがこの大統領信任の国民投票を支持したが、エリツインの背後に宗教団体の指導者が存在したことは言うまでもない。彼らは、エリツインにたいし外国人が一般的にロシアで活動することは禁止すべきであるという見解を表明した。結果的に何人が本来、外国人伝道のテーマを切り出そうとしたのか、これについては *ху́ма́ныма* 懐測が流れている。良心自由委員会委員長の代行者 M・ザグリシエフ *Sagrishiev* がこれに賛意を表し、ついでヨーロッパ・ロシア及びシベリアのイスラムの法律学者、タルガト・タチュージン *Talgat Tadschutdin* が、ロシアの統一は保証されている、伝統的宗教であるイスラム教も、正教会の地位も強固にされている、とこれに賛意を表明している。エリツイン大統領も、不本意ながら、これに賛意を表せざるを得なかった。彼は、同年四月二三日、すべての宗教団体に、革命後、旧ソ連政府によって押収されていた礼拝堂が返還されるとする布告に署名した。この布告は一部実施されたものの、概ね紙面上にとどまり、国民投票直前の自らに有利に操作しようとする宣伝に過ぎなかった。⁽³³⁾

同年五月末、モスクワのダニール *Daniil* 修道院で、最初の「世界公会議」が開かれた。この会議には総主教と首都大主教でモスクワ総主教庁の「外務大臣」に相当するスモレンスクのキリール *Kiriil von Smolensk* が出席した。この公会議は全権を持たず、代表機関でもなく、すべての民族的諸力の一つに纏めようとするものであった。

総主教庁の代表者は、「愛国主義的」勢力と妥協を図るためにこれと接触を求めようとした。それは「民族主義的路線」に回帰するロシア正教会の姿であった。⁽³⁴⁾ それだけに民主主義的な時代の風潮に触れようとする状況になかった。「公会議」は、おそらく総主教と調整し、最高の権威の印象を与える声明文を手渡した。「外部から宗教的に侵入しようとするいかなる試みも、断固として阻止しなければならない。カリタス的な隠れ養のもとに彼らは接近してくる。ロシアにおける伝道活動は規制しなければならない」⁽³⁵⁾ というのである。

(3) 世論操作と修正案をめぐる攻防

① 総主教庁の主張を擁護する世論操作

外国系宗教団体の活動を制限すべきだという論文が多く発表された。大(総)主教が、まず信教の自由の活動の制限の擁護者になった。そして一般に広まった「伝統的宗教」という概念を用いた。この概念のなかには正教会、イスラム教、ユダヤ教、カトリシズムが包摂された。旧体制下でも、「福音主義派・バプテスト合同教会」は存在したが、プロテスタント諸教会は、「伝統的」教会の範疇には入っていない。一六世紀以来、ロシアで他の宗教団体から、その存在を恐れられていたルター派教会は、プロテスタントの宗派に属するがゆえに「伝統的宗教」としては認められていない。「伝統的」とは、ロシア正教会が支配的特権をもつ教会であることを、既定の事実として承認することであった。

② 連邦議会に提出された修正案

こうした動きのなかで、一九九三年五月、ロシア宗教法の修正案が議会に提出されたが、この五月の中葉まで二〇の論文が発表され、アレクセイ二世が外国系宗教団体の活動を制限するよう提案を明らかにした五月の一〇日以降、一四の論文が発表され、六月には二五の論文が公表された。この過程で六月二三日、第一読会で採択、六月三

○日に第二読会の審議が開始され、七月一四日、修正案が可決された。⁽³⁶⁾

のみならず、同年七月、第三読会において補充を求められた条項、とくに宗教団体の無神論的団体の国家からの分離を規定した宗教法第八条に、「国は、歴史的伝統、慣習、国民的・文化的自立性、芸術及びその他、ロシア連邦の民族的文化的水準を保証し、促進する宗教組織、ロシア連邦の伝統的宗派を支持する」の文言を追加要求したことは、ロシア正教会の意向を強く汲んだものであった。それだけではない。一九九三年八月に宗教法のうち削除を要求された条項があった。「「信教の自由」」についての一般規定は存続したものの、宗教法第一五条に定めた宗教的信条の権利のうち「市民が自らの宗教的信条を自由に選び、実践し、これを自由に変更する権利」という文言を削除要求した。さらに、宗教的典札及び儀式を定めた宗教法第二二条のうち「制限を受けることなく、宗教的団体をつくり、宗教的見解及び確信を口頭及び文書で表明し、妨げられることなく神奉仕し礼拝に参加し、かつ宗教的典札を行う権利を有する」という文言も削除を要求したのである。さらに第二一条は、外国から教会への協力が「ロシア連邦の社会的道德規範に違反する」場合は、「国家機関」にロシアに旅行することを禁止する権限を与えているが、この条項など、あらゆる解釈の可能性を与えている。⁽³⁷⁾

③ エリツイン大統領の反対

しかしこの後、状況は変化した。ヨーロッパ・ロシアのカトリック教会の大司教タデウシユ・コンドルシエヴィチ Tadeusz Kondrusiewicz が反対の意を表明、ついでプロテスタント・自由教会が反対の決議を行った。アメリカの諸教会は、ロシアで提案された法律にたいし、エリツイン大統領に決議で反対するよう、かなり多数の連邦議会議員が働きかけた。これに対し、モスクワの総主教庁の聖務院は信教の自由の制限の働きを并護した。しかしこのような国際世論を考慮してか、八月四日、エリツイン大統領がこの修正案を厳しく非難、議会に差し戻した。外

国系宗教団体の権利の縮減も、「伝統的」宗教団体への特権の賦与も許容されない、ロシア憲法に違反する、と言明した。⁽³⁸⁾ 確かに、同年二月二十五日に公布、即日施行されたロシア連邦憲法第二八条によれば、「各人に良心の自由、信仰の自由が保障される。これらの自由は、個人としての、または他人と共同して任意の宗教を信仰し、もしくはいかなる宗教も信仰しない権利、ならびに宗教的及びその他の信条を自由に選択し、これを信じ、広め、それに基づいて行動する権利を含む」旨を規定し、さらに、憲法第一三条によれば、「① ロシア連邦においては、イデオロギー（思想）の多元性を認める。② いかなるイデオロギー（思想）も、これを国家的または義務的なものとしては認められない。③ ロシア連邦においては、政治的多元性、複数政党制が認められる。④ 社会団体は、法の前に平等である」と規定しているので、いまだ施行されていないとはいえず、ポスト・ソビエト時代にふさわしい \wedge 多元主義 \vee 時代の潮流に逆行する誇りをまぬかれない。⁽³⁹⁾ 同四月、エリツィンはまったく反対の見解を表明していたので混迷の様相を深めたとも言えるが、外国系の宗教団体の活動を制限しようと躍起になることも多くの問題を含んでいた。

また「伝統的宗教」と「非伝統的宗教」と二分することも問題と言わざるを得ない。その実態について、シュトリッカーは、①支配的な特権をもつロシア正教会、②制限された権利をもつ宗教団体であるが、国で「ロシアで伝統的」として承認された諸宗教団体、③縮減された権利を有する宗教団体、すなわち一九九〇年以後、始めて登録された外国系の宗教団体など、三つの宗教団体に整理している。⁽⁴⁰⁾ この分類でも、宗教法制定（一九九〇年）以前から存在していたプロテスタント教会は、②の範疇より③の範疇に入るといことになる。

④ ロシア連邦政府の動き

以上のようなエリツィンの動きにかかわらず、ロシア連邦憲法施行後、一九九四年四月、連邦政府は、外国系の

宗教団体の自由な活動にたいし、宗教団体の登録について定める、宗教法第一七条に「外国系の宗教組織の代表者は、ロシア連邦領土でもつばらロシア宗教組織の招請にもとづいて、登録に関する法規に定める任務の範囲内で活動することが許される」という文言を追加要求した。委員会の法律案の審議は、長引いた。一九九四年秋、下院で議決されることになった。最終的法案は、一九九四年一月、下院に提出された。〈信教の自由〉の反対者の最大関心事は、四つの核心的な条項において法文化された。発案者には、次の四つのこと、すなわち、①その真理と道徳についての考え方が矛盾するような宗教団体を問題なく禁止する可能性が存在すること、②外国系の宗教組織の活動が妨げられること、③国が宗教生活を統制すること、④正教会の宗教教育が公立学校に割り当てられることなどが問題になった。常にしかもこれは公然と強調されていることであるが、この法律案には、民族主義者、モスクワの総主教庁が常に主張している規定が欠けていた。このような欠缺がモスクワの総主教庁を支援する国側、といつても連邦政府の主張する法律的な根拠となった。

〈信仰告白の自由〉の行使に係わる一九九三年以来、提示されていた第四条四項には、「公共の安全と秩序を危くする、社会的、人種的、民族的、または宗教的争いの原因になるものと同じように、戦争、暴力、憎悪をかきたてる宗教組織の創設と活動は、禁止する。これらは、その活動で非法的な強行措置を用いるものであり、市民の肉体的、精神的及び道徳的な健康を損なうものである。またそのなかには、麻薬その他の麻酔剤の使用によるもの、公共の道徳に反する卑猥な、かつその他の活動によるものが入る。またその活動の目的、本来の性格を裏切るものである」と規定している。

ロシアにおける外国の宗教組織の活動に対する第一四条四項は、次のように規定している。

「外国系の宗教組織は、ロシア宗教組織側の代表者がこれを設置することができる。．．．この代表者は、国の

官庁で派遣されるものでなければならない。・・・この代表者の派遣は、当該宗教組織がロシアの国民的立法の意
味で国により承認されているという証拠が、将来において明らかにされない場合、拒否されることがある。外国系
の宗教組織の代表者は、ロシア連邦の領域では、その組織がロシア宗教組織の招請状が予め呈示される場合——こ
れは登録法規にもとづかなければならない——にのみ活動することができる。・・・」

(4) エリツインの勧告的意見書と意見聴取

① エリツインの勧告的意見書

これらの政府案に対して、エリツイン大統領は、その一九九五年一月の勧告的意見書で、強い姿勢で批判した。
とくに第一四条四項は、これを追加することなく削除するよう勧告した。憲法第二八条が、「何人にも信仰の自由
を保障している」ことが想起される。したがってロシアにおける外国人の権利を縮減する第一四条の修正案は憲法
に矛盾するものである。⁽⁴¹⁾

この立場(見解)は、大統領府の首席補佐官 R・オレホフ Orlov によって仕上げられたものである。エ
リツインは、一九九五年一月一九日にこれに署名した。一カ月後、さらに下院宛の大統領府(大統領府の他の首席
補佐官により署名された)の書簡が送られた。そこで、下院は、一月一九日の大統領の見解とはまったく逆に抑圧
的な政府案を強く支持するように要請した。したがって、個々の役職者間の同調が大統領府で得られることは決し
て起こり得ないと考えられる。⁽⁴²⁾

② 意見聴取——E・パーカーの見解表明——

良心自由委員会は「ロシア連邦における良心の自由及び人権に関する」法律について、一九九五年二月一四日、
初めて議会の公聴会を開くことに決めた。もちろん下院が、専門家の見解の支持を引きだそうとすることは、良心

の自由の擁護者にはうまくいった。とくにロンドン大学教E・バーカー Eileen Baker の見解表明には大きな心が寄せられた。宗教団体の多面性を「良い」とか「悪い」といった規準〔範疇〕で制約することは不可能であるとはつきりと述べた。宗教組織の個々の代表者は、彼らが刑事事件で罪を負い、刑事法上、追及される場合、その都度、「悪い」ものとして、扱われることはありうる。

こうした専門家の意見が聴取された後、政府案の決定は直ちには期待がもてなくなった。聴取の資料および内容は、一九九〇年の宗教法とこの法律の修正案についての政府案とさらに小冊子はともに回収された。モスクワの総主教庁はこの公聴会をボイコットした。⁽⁴³⁾

(5) オウム事件とその影響

① オウム事件の発生

このようにして、外国系の宗教団体の自由の問題は一応決着がみられたが、公聴会で参考人の意見が聴取された(三月二〇日)後、オウム真理教Ⅱセクトによって、東京地下鉄でサリン事件が起こった。⁽⁴⁴⁾ このオウム真理教が団体として登録し、ロシアに拠点を置いたのは、一九九二年夏である。テレビ・ラジオの宣伝番組やコンサートなど布教活動を展開した。これらの活動開始後、三年間でロシア市民の三万人ないし三万五千人の信徒を獲得、海外最大の拠点となった。⁽⁴⁵⁾ 一九九五年四月、前述のサリン事件を契機として、ロシアにおける彼らの活動は禁止された。宗教法に対する重大な違反があったからである。この違反が、登録の抹消及びモスクワのオウムの建物の押収の唯一の根拠になった。この組織の教祖は、「彼らからすれば、」外国人であり、外国でのみ活動し、その指導部は、ロシアの国境外にあるものである。⁽⁴⁶⁾

サリン事件を契機として、ロシアのメディアは、セクトに反対するヒステリックな興奮の増幅に包まれた。オウ

ム事件に対して同セクトの活動の禁止等の判決が下されたが、この事件を契機としてロシア正教以外の宗教団体に對しても厳しい告発の声が起こった。

② 保守派の動きとその反発

こうした印象のもとに、下院は、その第一読会で、一九九五年四月一四日、一九九〇年の宗教法の修正案に賛成した。G・ヤプリンスキー Gregori Javinskis の所属するキリスト教民主党の W・サウイスキ Valeri Saviziki はこの案を提出した。宗教法第四条の追加条項は若干の明確な文言を含んでいた。

「国家の安全と公共の秩序を脅かす宗教組織の創設及び活動は、禁止される」という案である。ここで「国家の安全」と「公共の秩序」という概念が新たに導入された。このような概念は、きわめて漠然としており、きわめて恣意的な解釈を許すことになるので、この文言の法文化によって、いかなる組織も「国家の安全」にたいする違反を事由に裁判所に訴えることがあり得ると懸念された。この提案が提出された日より一〇日後、四月二四日、エリツインはこのような変更は署名して承認するわけにはゆかない、と強い調子で非難した。下院で提出された法律案は、本質的に憲法で規定されている関係の規制を対象とした。⁽⁴⁷⁾ この法律案では公的組織の創設と活動を禁止する憲法の第一三条の五項に「ロシア連邦の憲法体制の原則の暴力的変更及びロシア連邦の一体性の侵害、国家の安全保障の破壊、武装部隊の編成、社会的、人種的、民族的及び宗教的な憎悪の扇動を目的とし、またはこれらの行為を行う社会団体の設立及び活動は、これを禁止する」⁽⁴⁸⁾ 旨の規定に言及している。ロシア連邦憲法で、宗教組織が公的組織として定義されるのは、憲法第一三条で、とりわけ宗教的な世界観が含まれるイデオロギー的多様性が問題とされる場合に限られる。憲法第一四条は、さらに明示的な宗教と宗教組織を規定している。それゆえロシア憲法第一四条では（ここで法文化された宗教の枠付けをとおして）、ロシア連邦の世俗的な性格とその民主的な基

盤をはつきりさせている。(49)

③ヤクーニンとボルシユチヨフの反対案

この議論のさなかに、民主主義的な議員であり、司祭であるG・ヤクーニンやW・ボルシユチヨフ Waleri Bor-schislaw は、連邦政府案に対して、下院の審議委員会に「良心の自由及びその保持の保障に関する」法律案を提出した。この法律案はある意味で奇妙なものであった。その法律案は一九九〇年以後、実効的であつたものを再度、法文化したものに過ぎなかつたからである。しかし、新提案は、現行の法律にきわめてしばしば衝突することゝを露にしたために関心がもたれたことを示す。たとえば、モスクワ総主教庁は、個々の省と官庁と調整の約束を結ぶ権利を与えられた。とくに教会と国防省とが協力することでに大衆に不快感を与えた。軍の学校やアカデミーでは国の費用で教会が設立された。正教会の司祭アカデミーの学生は、その防衛義務——そのなかでは、彼らは、いかなる武器も携帯しなくてもよい——を特別部隊に吸収することが認められている。市民の教会区の管理部門は、総主教庁の教会の再建ないし新築の大きかりの財政援助を行つていたが、同時にソビエト政府により押取され、破壊された他の宗派の礼拝堂を、これら宗派に返還することは断つた。総主教及び国の官吏がいかなる約束を結ぶ際にも、このような協定は——モスレム(イスラム教) またはユダヤ教徒との間に結ばれる際には保障したものの——、これまでのところこの約束は空文化して⁽⁵⁰⁾いる。

このようなモスクワ総主教庁の特権化を背景にして、ヤクーニンとボルシユチヨフの提案は、次のように述べている。

「国及び地方の官庁が一つまたは数個の宗教組織を優遇することは認められない。……国は、宗教組織およびその他のイデオロギー組織にいかなる物質的援助も与えない。国の公務員は、その職務上の地位を——市民にその

宗教との関係に影響を及ぼすようなかたちで——濫用してはならない」(第五条)。「すべての国及び地方の学校施設における教育は世俗的性情のものである」(第六条)。

ヤクーニンとボルシユチョフの提案は、審議委員会で五月一八日、検討され、さらに良心自由委員会に送付された。一九九五年秋、議会では、すでに過去のものとされていたので、下院は、四月一四日、信仰告白に関する法律を補充する政府案に賛成した。良心自由委員会は、四月一四日の政府案も、ヤクーニンとボルシユチョフの提案も無視したが、一九九五年一〇月五日、一連の補充法文を含む法律案を提出した。新たな法文は、政府案(信教の自由を制限することに賛成する)とヤクーニンとボルシユチョフの提案との妥協として考えられた。しかしながら、結局、機構上の関連を示すものではなく、両案の相互に矛盾する規定の寄せ集めとして呈示された。たとえば、ヤクーニンとボルシユチョフの提案から、第四条の新法文が採択され、その民主的立場が反映された。たとえば、「ロシアは、世俗国家であり、いかなる宗教も、国教であることは、認められない。一つまたは数個の宗教組織のために何らかの特権を与え、または制限することは禁止される。」

その他の箇所では、新たな補充によって宗教の自由の制限を意図する政府案が採択された。「その目的とその活動で公共の安全及び秩序に違反し、国家の安全を危うくし、さらに道徳を汚す宗教組織の活動は、禁止する」というのである。たとえば、宗教組織の禁止につながる根拠の長いリスト(一九九四年二月の案)は、現実には変更されることなく新たな第一二条に委譲された。殆ど同じ「反布教的な」諸規定が、この案の第一一条になっている。⁽⁵¹⁾

5 あとがきにかえて——その後の動向——

(1) 最近の提案

一九九六年中葉以後、現在までに下院に提出された宗教法を変更する修正案が一九九五年四月一四日、下院の第

一読会で採択された二つの案に基づいているのか、または同年一〇月五日に提案として審議されているのか明らかでないが、いずれにしても下院は、一九九六年七月一〇日に再び「信仰告白の自由に関する法律」を採決している。共産党党员V・ソルカルツェフ Viktor Sorokalaw も、一九九〇年の宗教法——すべての宗派の絶対的な法的平等を保障する——の採択以来、〈信教の自由〉に反対する者が論拠として持ち出している論議を繰り返したに過ぎない。

宗教の領域において、「法的な空白」が顕在化した。セクトが増大し、至るところで、外国系の宗教団体が積極的な活動家(布教師)を派遣し、布教の場所を広げていった。一九九〇年の宗教法では、前文において、「宗教の自由は、他の人びとの自由と権利の確保のために必要な制限にのみ従う」旨を規定している。これにたいして一九九六年七月の法律案は、市民の権利の確保とともに「国の防衛の確保と国の安全」を付加して、その必要性を主張した(第三条四項)。「国の安全」とか「公共の秩序」という概念の導入は、全体主義の宣言にみられる法文書の法律に変化したのではないかと、懸念の声が聞かれる。というのは、この概念は、完全に消滅した筈であり、旧ソビエト体制下で裁判所と官吏により、また恣意的、かつ自らの欲するままに解釈されたし、その余地を残しているからである。⁽⁵²⁾

一九九〇年の宗教法では、「信教の自由」についてロシア市民と同じく外国市民及び無国籍者にも同等の権利が保障されていたが、新法律案からは、この条項は遠ざけられた。新法律案から、これに対応する文言を排除することは、所轄官庁には容易に行われ得ることになった。そういうことになると、一九九〇年の宗教法の第五条「信仰告白の自由の保障」の実質的内容は損なわれ、純粹に宣言的性格しかもたないことになりかねない。⁽⁵³⁾ともあれこのように新法律案は多くの問題をかかえている。

(2) エリツイン大統領のアレキセイ二世訪問

正教会の復活祭、すなわち一九九七年四月二七日、エリツイン大統領は、ロシア正教会とその社会の安定化への貢献を評価した。「ロシア正教会は、ロシアの社会生活において特別な地位を占めてきた。同教会は、その精神的・道徳的な価値を發展させ、強化し、そうすることによって、市民の平和と合意を達成してきたからである。私は、ロシアの国家機構と正教会との間の協力がさらに拡張、強化されることを確信している」と。

エリツインは、総主教によって執り行われる復活祭礼拝に出席したが、彼は、一九九七年は、休暇のゆえに、神奉仕に礼拝に欠席すると伝えられている。その代わりにV・チェルノムイジン Viktor Tschernomyrdin 首相がこれに出席することになった。

別の機会に、エリツインは、総主教に対してすべての市民の幸福のために協力するように呼びかけた。「これによって、本年も、われわれ祖国の精神的・道徳的刷新への途の重要な里程碑になろう」と。

これらの発言で、見逃せないのは、G 2 W誌(一九九七年六月号)が述べているように、エリツインが宗教法についての諸案を棚上げにしていることである。モスクワの総主教庁が若干の権限をもって、特別な地位を要求し、同時にロシアにおけるその他の「伝統的な」宗教団体にたいし、きわめて強いかたちで、その権限を縮減しようとしているからである。これに対して、エリツインは、アメリカの型に従って、すべての宗教団体おびすべてのセクトを差別することなく平等な権利を与えようとする人々の側に組み込んでいる。現在まで、いずれの場合にも、エリツインは、議会によって可決されたすべての法律案にたいし、拒否権を發動してきた。⁽⁵⁴⁾

(3) 宗教法の最近の動向

(一) 以上、ロシア宗教法をめぐる争いがいかに熾烈なものであるか、その一端を素描したに過ぎないが、エ

リツイン大統領がロシア正教会以外の教会ないし宗教団体の最後の希望〔の星〕になっていることも確かである。

概して、ロシア大衆は、信教の自由の制限、モスクワ総主教庁の特権化を支持しているものの、ロシア正教会以外の信徒を迫害することに賛成したり、外国系の教会の協力を責めることに加担しているわけでもない。ただ一九九〇年宗教法の内容は、当時の政治的エリートの思考より自由・民主主義的であつたことは紛れもない事実である。⁽⁵⁵⁾

(二) 宗教法は、西側指向的と言われているが、ヨーロッパ的な観念を指向するものではなく、アメリカ的である。ヤクーニンが論じているように、本報告で引用したクロトフの論考も、基本的には、形式的な平等の民主主義理解から出発している。宗教的風土が千、二千、それ以上に及ぶ小規模の宗教グループによって規定されているアメリカ合衆国では、すべての宗教グループの絶対的な平等が多元的に指向されている。他方、千年あるいは千年以上にわたって成長してきた国民的教会をもち、歴史、文化及び思考方式がそれぞれの国民を特徴づけてきたヨーロッパ諸国では、アメリカ的な平等主義が現実には理解されることは難しく、ときには衝突さえする。⁽⁵⁶⁾

(三) クロトフの論考は、一方で宗教組織に異なる法的地位を与え、他方で全体主義的なセクトと闘うための手がかりを得ようと試みている。このような試みの背後に、多様な、全体主義的な――民族主義的かつ旧共産主義的な――勢力を隠べいしようとする動きがあることを指摘しているが、正当な指摘であると言えよう。⁽⁵⁷⁾ またロシアで、ロシア正教会により敵意をもたれている宗教的少数派は、その権利を著しく縮減されているが、クロトフはエリツイン大統領が信教の自由の擁護者であつたこと、またあり続けることに期待を寄せている。

(四) 一九九六年六月六日に実施された第二回の大統領選挙でエリツインと争つた共産党のG・ジュガノフを、ロートは、「ロシア連邦共産党の指導者」であるばかりでなく、「ロシア民族愛国党」の指導者である、と評している。のみならず、共産主義的な立場からすれば、「宗教は、国民にとって、阿片と見なされていた」が、

いまやレーニンの系譜に属する、いわば孫とも言うべきジュガノフは、教会にパートナーであることを求め、またロシア国家成立に際してのロシア正教会の積極的な役割を評価している。外国の宗派は危険な要因であり、その影響力は厳しく制限されなくてはならない。この点において、彼が〈民族主義的〉な傾向を露にしたとしてもおかしくない。だからこそジュガノフは、「われわれは、正教会を伝統的な、宗教的・倫理的な価値の最も重要な淵源と考えている」とし、正教会の代弁者のごとくに述べたのであろう。⁽⁵⁸⁾

(五) 本報告の発表後、一九九七年七月、「良心の自由および宗教団体に関する法律(案)」が、上下両院を通過したが、エリツィン大統領は、同月二二日、この法律案を、多くの点においてロシア憲法に矛盾する、とくに憲法の保障する信教上の平等に違反しているという理由により拒否した。⁽⁵⁹⁾ この一九九七年新宗教法第三条一項には「ロシア連邦においては、良心の自由および信仰告白の自由が保障されている」とし、四項に「国民は、法律の前に平等である。実際に市民的、政治的、経済的、社会的および文化的生活のあらゆる領域において、自らの宗教ないし宗教の所屬に係わりなく平等である」旨を規定している。さらに第四条一項では、「ロシア連邦は世俗国家である。いかなる宗教も、国教または義務的な宗教である旨を宣明してはならない。宗教的結社(集団)は、国から分離され、法律の前に平等である」と規定している。ただこの法案では、一五年前に登録された宗教組織には、「伝統的」宗教団体としての資格を認め、その条件を満たさない宗教グループとを区別している点⁽⁶⁰⁾は問題なしとしない。

(六) さらにロシア議会は下院が、一九九七年九月一九日、上院(連邦院)が同月二四日に新宗教法を可決した。この九月に可決された法律は、実際には七月の法律(案)とほぼ同じものであり、若干修正された変更を含むものにすぎなかった。G 2 W誌(一九九七年一月)も指摘しているように、新宗教法は、すでにロシアないし旧ソ連

において一五年以上、公的に承認されている伝統的な宗教組織と一五年という保証期間が定められている新興の宗教グループとを区別している。その際、問題になるのは、ロシアの当該官庁がロシアにおける公的(な承認の)存在の規準をいかに解釈するかということである。このような方法で(既存の)宗教団体のみが公的な承認を得、したがってあらゆる特権——すでにソビエト国家において承認され、特権を得ている——を享受することに疑義がもたれたのはむしろ当然のことと言えよう。逆にこれは、ソビエト体制により登録されなかつたすべての団体が今日でも公法上の団体として承認されず、それと結びついていた特権を享受することができないことを意味する。この度、ロシア法務省が、モスクワのセプンスデー・アドヴェンティスト教会の指導部の報告に基づき、変更された宗教法の規準に沿うものであり、法人として「伝統的」宗教団体に属するものであり、特権を付与されることを保障した⁽⁶¹⁾。このようにプロテスタント系教会にもかなり配慮を行っている。しかし現実にはロシア正教会に特権的な地位が保障されていることも否定できない⁽⁶²⁾。

(1) 本稿は、宗教学会での一九九七年六月二日の筆者の報告にもとづいているが、それ以後、ロシア宗教法をめぐってさまざまな動きがみられたので若干の補足を行った。

(2) Paul Roth, *Religions- und Kirchenpolitik unter Gorbatschow*, Berichte des Bundesinstituts für ostwissenschaftliche internationale Studien = BLOst 1989, 7, 15. 本報告書は、その後、5 Jahre *Religions- und Kirchenpolitik unter Gorbatschow*, Beiträge zur Religions- und Glaubensfreiheit 4, Kirche in Not/Ostpresterhilfe, 1990 に纏められた。なお同じシリーズに Die religiöse Situation und Religionsgesetzgebung in der UdSSR-GUS 1990/1991, 1992 がある。ロート教授は、ミュンヘン大学名誉教授の政治学者で旧ソ連、ロシアおよび独立国家共同体の政治に詳しい。ちなみに彼の父はオデッサ駐在の外交官で語学に堪能であった。上記の著述はいずれも、非売品で、一九九七年九月、ミュンヘン市街郊外の著者宅を訪問した際、頂戴したものである。同教授は、数多くの論考を発表して

- らるが、論考 *Glaube und Religion in Russland*, *Der Christliche Osten*, LII/1997 3/4, 4-45. Russland: Die Religiöse Situation, Ost-West Informationsdienst des Katholischen Arbeitskreises für zeitgeschichtlichen Fragen, 1997 を併せて頂戴した。記して謝意を表する。
- (3) 清水望「東欧革命と宗教——体制転換とキリスト教の復権——」(信山社、一九九七年)六三頁、二八九頁参照。本書では、ソ連良心自由法および宗教組織法およびロシア宗教法のみをとり上げたが、ロートの *Die religiöse Situation und Religionsgesetzgebung in der UdSSR-GUS 1990/1991*, 1992 ではソ連より独立したラトヴィア共和国で、宗教組織法(一九九〇年九月二日)が制定されていた。またロシア宗教法制定後に、ウクライナ共和国で良心の自由および宗教組織法(一九九一年四月三日)が、ウズベキスタン共和国で良心の自由および宗教組織法(一九九一年六月一日)制定が明らかにされ、そのドイツ語訳が巻末に付されている。
- (4) ロシア宗教法は、大筋では、ソ連良心自由法の制定を踏まえて、内容的により充実させようとした法律であるようにみえる。ところがロートによれば、実際にはロシア宗教法がさきに準備されたという。Vgl. Roth, *Länderbericht über das Staat-Kirche-Verhältnis in Russland*, Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche (29), 1995, S.113. 清水・前掲書三四—三二頁参照。ソ連良心自由法とロシア宗教法との差異については、ルフターハントは大凡、次の三点を挙げている。①ソ連良心自由法は、宗教団体の設立の自由そのものについて必ずしも明確に保障しているとは言いきれないこと。②この法律は、国家と教会との分離のみを規定し、国と世界観との分離を定めていない。③ロシア連邦では、世俗的な学校で宗教教育を自由意思かつ自由選択の原則にもとじて行う権利を明確に認められている(ロシア宗教法第九条二項)が、ソ連良心自由法には、これに対応する規定がない。清水・前掲書三六七頁以下参照。
- (5) Andrej Danilow, *Die Zeit des Enthusiasmus ist vorbei, Fragen zum heutigen Verständnis des Begriffes „orthodox“ in Russland*, G 2W 1997/25, Nr. 5, S.14. G. シェトリツカは「この論考は、過去四年間、ロシアにおける指導的な宗教学者、哲学者、社会学者および神学者の諸論考に基づいたものとして評価してやる。(A.a.O.)」(G 2W 誌 47, Zeitschrift für Religionsfreiheit und Menschenrechte をごん。一般には「Glaube in der 2. Welt (本文では「G2W)」を略す。
- (6) Danilow, a.a.O. きわめてダイナミックな発展おりは、一見しただけでも、国に登録された宗教団体の数の急速な伸張によって証明される。もちろん詳細にみるならば、この伸張よりは、宗教性が増大したことがよりも、「信教の自由」の保障が一層推進されたからである。
- (7) Jakow Krotow, *Das Fügen um die Religionsfreiheit*, Russland in den Jahren 1992 bis 1996, G2W 1997, Nr. 1, S.16-7.
- (8) Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche (Essener Gespräche)(29), 1996, S.257. ロント宗教法 17 の 1 について Essener Gespräche

- (29) S.257-66.を参照。
- (9) A.a.O.S.257.
- (10) 宗教法第一八条は、「少なくとも一〇名により構成される成人よりなる宗教団体は、その規約を登録した時点より、この法律に定める手続きにより法人としての権利を有する」(一項)旨を規定している。Essener Gespräche (29), S.262.
- (11) 清水・前掲書三六〇頁以下参照。
- (12) 旧ソ連関係会議宗教問題評議会も、ソ連良心自由法のもとでも、旧来の高次の決定機関から政府の代表・諮問および仲裁機関へ改革されることによって、制度的な補充が行われた。(ソ連良心自由法第二九条)。
- (13) もつとも、V.S.ポロシニコフ、「新評議会には一四宗派の代表が参加しているから、当面、一宗教だけを優遇する政策は出てこない。しかし逆にそれ以外の宗派は認めない、という可能性は大いにある」。また、「長期的に考えると、まず一四の枠に絞り、次に正教会を国教会にする」という戦略も成り立つ」としている。清水・前掲書四二五頁参照。
- (14) Daniłow, a.a.O.S.18.
- (15) N.S.フルシチヨフ Nikita Sergeevich Khrushchov および L.I.ブレジネフ Leonid I. Brezhnev のもとで、旧ソ連の国家保安委員会(KGB)は宗教団体を禁止及びその他の措置により、その活動を妨げるように常に押え込み、さらに圧力をかけて宗教上の指導者の数を強力に縮小させる策を講じたからである。(Daniłow, a.a.O.S.14)。これはゴルバチョフの宗教ないし教会政策の変化と符合する。清水・前掲書三〇三頁以下参照。
- (16) Gerd Stricker, *Amerikanischer und europäischer Ansatz, Zur Geschichte des russischen Gesetzes über Gewissens- und Religionsfreiheit*, GZW 1997, Nr.1, S.15.
- (17) Krotow, a.a.O.S.17.
- (18) A.a.O.S.16.
- (19) 広岡正久「ロシア正教の千年——聖と俗のはざままで」(日本放送出版協会・1993年)二〇一頁以下参照。なお民族主義的運動との関連については、同「民族主義路線」に回帰するロシア正教会」(ロシア研究第21号・1995年10月)に詳しく。
- (20) Vgl. P. Roh, *Länderbericht über das Staat-Kirche-Verhältnis in Russland*, Essener Gespräche (29), S.115.

- (21) 一九九七年六月一五日NHKテレビ放送(B57)参照。この数は、先のタニロフの報告した数とほぼ一致する。
- (22) Gründungskongress „Muslime Russland“. N. Babasjan ; Metatrasis Nr.36.12. April 1996. in: G2W 1996/24, Nr.6: S.8. 清水・前掲書 四一七頁以下参照。
- (23) Roth, a.a.O., S.115.
- (24) Roth, *Russland/Islam und Politik*, in: G2W 1997/25 Nr.9: S.22. ロートによれば、彼らは、北コーカサス、ヴォルガ川流域、ウラル、西シベリアに居住している。全ロシア地域に散在して、生活している一〇万人がこれに加わる。「ムスリム」という表現は、当然のことながら、すべての者がアラブおよび諸予言者を信じていることを意味しない。上述の数は、かつてムスリムの文化圏に属していた人々の総数よりなる。信徒の大凡七〇〇万から一二〇〇万がそうである。
- (25) Stricker, *Katholische Kirche in Russland, Zur wechselvollen Geschichte der römisch-katholischen Kirche unter russisch-sowjetischer Herrschaft*, G2W 1995/23, Nr. 7/8: S.18f.
- (26) Stricker, *Zum Exodus des russlanddeutschen Mennonitentums*, G2W 1996/24, Nr.5: S.20. ロシア、シベリア、カザフスタン、タジキスタンのメノナイト派の多くの信徒が脱出した。
- (27) 清水・前掲書四〇六頁以下参照。
- (28) Danilow, a.a.O., S.18.
- (29) A.a.O.
- (30) 清水・前掲書四二七頁以下参照。
- (31) Kriow, a.a.O., S.17.
- (32) A.a.O., S.18.
- (33) A.a.O., S.18-9.
- (34) A.a.O., S.19; 広岡正入「民族主義的路線、に回帰するロシア正教会」、前掲誌九四頁以下参照。
- (35) A.a.O., S.19.
- (36) A.a.O., S.19-20. この間に、外国系の宗教団体の活動を制限すべきだといふ多くの論文が発表されたことが第二説会における修正案の

採択に影響を与えたであろうことは予想に難くない。これを背景に「伝統的宗教」という概念が用いられた。

- (37) Krotow, a.a.O.S.20-21.
- (38) A.a.O.S.20.
- (39) ロシア連邦憲法の邦訳は、新美治一訳「ロシア連邦憲法」樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集』(三省堂・一九九四年)、竹森正孝訳「ロシア連邦憲法」(ロシア研究別冊2・一九九四年)を参照。
- (40) Stricker, *Amerikanischer und europäischer Ansatz*a.a.O.
- (41) Krotow, a.a.O.S.22.
- (42) A.a.O.
- (43) A.a.O.S.22-23.
- (44) A.a.O.S.23.
- (45) 清水・前掲書四二二頁参照。
- (46) Krotow, a.a.O.S.25.
- (47) A.a.O.S.23.
- (48) 竹森説・前掲五頁参照。
- (49) Krotow, a.a.O.憲法第一四条は、「① ロシア連邦は、世俗的国家である。いかなる宗教も、国家的また義務的なものとしてこれを定めることはできない。② 宗教団体は、国家から分離され、法律の前に平等である。」と定めている。
- (50) Krotow, a.a.O.をくに引用したテレビでは、モスクワ軍管区第一通信師団に教会が設立され、共産主義に代わってロシア正教が軍の精神的支柱になっっている模様が放映されていた。
- (51) A.a.O.
- (52) A.a.O.S.24.
- (53) A.a.O.
- (54) Jelzin lobt Kirche, G2W 1997/25, Nr.6.S.7, in: *Orthodox aktuell*, 5/1997, S.19f.

- (15) Krotow, a.a.O., S.25.
- (16) Stricker, a.a.O.
- (17) A.a.O.
- (18) Roth, *Der Atheismus wird nicht mehr propagiert*, Christ und Welt, 15. August 1997, Nr. 33. っれがジュガノフの本心を吐露したものであるのか、戦術的なのであるのか、その底意は余辺にあるのだろうか、推測の域をでない。正教会の聖職者のなかに、大統領選挙にたいしてジュガノフを支持するものがたのも、ジュガノフの意見表明に賛同したからであろう。いずれにしても共産党の指導者がロシア正教会の見解に民族主義的路線に支持する発言をしたことは、同教会が、政治的にみてもおろそかにできない、いな有用なものと考えているからであろう。インターファックス通信によると、党指導部の態度(経済混乱など政権側の失政を党勢拡大につなげられないうえ、党員の下院議員を拘束しきれずにキリエンコ首相の承認を許した)にたいし、強硬派が分派「レーニン・スターリン綱領派」の「結成宣言」を表明し、指導部の権威低下が鮮明になった(一九九八年五月二十五日・朝日新聞夕刊)という。
- (19) Stricker, *Wie neu ist das russische Religionsgesetz? Oder: Wie Bois Jelinz die Welt verschaukeln...* G2W 1997/25 Nr. 10 S.13, 16.
- (20) っ点じ(57)は Gerd Stricker, *Fragen über Fragen, Überlegungen eines Nicht-Christen zum neuen Religionsgesetz in Russland*, G2W 1997 Nr. 7/8 S. 28(7))の問題をとり上げている。一五年と言う規準は、旧ソ連で一九八二年、したがってブレジネフ時代の終わりまでに登録された宗教団体を言う。具体的には、1 ロシア正教会、2 グルジア正教会、3 アルメニア使徒教会、4 典礼派、5 分離派、6 モロカネ派(the Molokanen)、7 イスラム、8 仏教、9 ユダヤ教、10 ローマ・カトリック教会、11 福音主義ルター派教会、12 福音主義改革派教会、13 メソヂイスト、14 福音主義バプテイスト、15 メノナイト、16 アドヴェンティスト、17 ペンテコステ(フィンクスト派)運動、18 エホバの証人などが挙げられる。
- (21) *Adventisten registriert*, G2W, 1997/25 Nr. 11, S.7. 注(60)に言うロシアのアドヴェンティストに関して言えば、彼らは、問題なく登録されているとみてよいであろう。彼らは、ロシアでは、一一〇年以前から存在していた。すべての教会が事実上活動を拒絶された、スターリンの大「粛清」中の疑わしき数年間(一九三六年から一九四二年ないし四三年)を除いて、少なくとも、九〇年、国の承認を享受して来たし、全ソ連時代、登録されてきた。セプンスデー・アドヴェンティスト派はアドヴェンティストと分かれた派である。清水・前掲書四一〇頁以下参照。

(23) Stricker, *Wie neu ist das russische Religionsgesetz*, a.a.O. S.13. この論考では、一九九七年七月案が、その前文において、ロシア正教会が、「すべてのロシアの歴史的、精神的、かつ文化的なレヴェルの不可分の構成要素」であると強調し、かつ「イスラム教、仏教その他ロシア連邦に伝統的に存在する宗派も尊重される」旨(S.12)が述べられている。一九九〇年の宗教法がすべての宗教団体を差別することなく、したがって、「白い兄弟」統一会教、サイエントロジ、オウムなどが法律の前に平等であった(S.13)などの矛盾を指摘している。ロシア正教会の特権的な地位は、依然として顕著にみられる。Mark Sminow, *Kirche, Staat und Diplomatie in Russland*, G2W 1998 / 26 Nr.5, でも「これを証明するものとして総主教アレクセイ二世の一九九六年八月九日のエリツイン大統領の就任式への出席が挙げられる。ロシア諸宗派の一つの首長として総主教の、この国家的な儀式そのものへの出席は、どの程度憲法の趣旨に適合しているであろうか。宗教組織は、憲法により国家により分離され、法律の前に平等である。」また「ロシア正教会およびその階層制は実際に、半国家的な地位のままになっている。ロシアでその地位は法律の規定よりはるかに重要なものになっている」としている。さらに、「国防省の礼拝堂は財政支援を受けているのに、他の礼拝堂は信徒らによって設置され、通常の教区教会の場合は支援を受けていない」(S.23)旨が指摘されている。

(追記) 注(2)の拙著の宗教法文献に収録しなかった *Religionen in der UdSSR, Unbekannte Vielfalt in Geschichte und Gegenwart*, Hrsg. Oskar Basse und Gerd Stricker, G2W-Verlag Zollikon, 1989 を本報告※「入手する」ことができた。シントリッカーには「Religion in Russland, Darstellung und Daten zu Geschichte und Gegenwart, 1993」という著書がある。なお筆者が訪ねたInstitut und Verlag Glaube in 2. Welt (G2W) の所在地は、チューリッヒ市郊外のソリコン村になっていたが、村というイメージには程遠い静かな住宅街にであった。所長は、チューリッヒ大学神学部の教会史専門のエーリッヒ・ブリナー・エリッヒ・ブライナー教授である。著書 *Die Ostkirchen vom 18. bis zum 20. Jahrhundert, Evangelische Verlagsanstalt, 1996* (以下略考) *Aufgebaut auf Christus, dem festen Felsen*。Die Ausstrahlungen der Zürcher Reformation nach Osteuropa, G2W 1997, Nr.7 / 8 S.25-39, がある。同Institutは「旧社会主義国の宗教法およびその実施に関する情報に詳しく、客観的である」とには定評がある。